

# 所有者不明土地の 解消に向けて



## ◆相続登記の申請義務化について

令和6年4月1日から相続登記をしなければ  
いけないと聞いたけれど、どうしたらいいの？

## ◆相続土地国庫帰属制度

相続したけれど、いらぬ土地がある。  
これって国が引き取ってくれるの？

## ◆自筆証書遺言書保管制度

自分で遺言書を書いて残したい。  
どうしたらいいの？



相続登記の申請義務化のほか、  
2つの制度について、  
法務局の職員が皆さまにお話します。

講師 広島法務局呉支局 支局長 寺尾 俊之



日時

令和6年 **8.25** (日)

13:30-14:30 空き家対策講演会

14:30-15:30 無料相談会

会場

**大柿市民センター**

江田島市大柿町大原535番地2

空き家対策  
講演会の  
参加申込は  
不要です。

無料相談会は事前申込が  
必要になりますので、  
裏面をご確認ください。

**入場無料**

※ご来場くださった方には、空き家対策冊子をお渡しします。

会場  
地図



# 無料相談会 参加申込書

お電話でお申込みいただくか、下の枠内に記入してFAXで送信  
又は枠内の事項をEメール本文に記入して送信してください。  
(件名は「無料相談会申込」)

**申込期限：令和6年8月16日(金)**

**申 込 先：江田島市都市整備課**

**電 話：0823-43-1647**

**F A X：0823-57-4434**

**Eメール：toshi@city.etajima.lg.jp**

フリガナ	
お 名 前	
住 所	
電話番号	
相談内容	

- ・ 相談は講演会終了後から15時30分までを予定しています。待ち時間が生じる場合があります。  
※時間により相談できない場合があります。御了承ください。  
相談は先着順とし、講演会終了後、順番をお知らせします。
- ・ 提供された個人情報は、本講演会の目的以外では使用しません。